

西東京市高齢者配食サービス事業業務委託事業者募集要領

1 趣旨

西東京市高齢者配食サービス事業は、高齢者に安定した食事を提供することを通じて、一人暮らし高齢者及び高齢者世帯等の孤独感の解消、健康の保持、安否の確認等を行うことにより高齢者福祉の増進を図ることを目的として実施しています。このたび、本事業の趣旨を踏まえ、効率的、効果的に配食等ができる事業者を選定するために、企画提案競技（以下「プロポーザル競技」と言います。）により事業者を決定します。

2 件名

西東京市高齢者配食サービス事業業務委託（単価契約）

3 参加事業者の要件

- (1) 西東京市内の事業所で飲食店営業許可のある給食事業者、社会福祉法人または特定非営利活動法人（NPO法人）で西東京市（地区割有・指定する地域）に配食が可能であるもの。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の各号に該当しないこと。（別記の内容をご確認ください。）
- (3) 西東京市契約における暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 応募書類提出時点において、西東京市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は更生手続きをしていないこと。
- (6) 市町村税を完納していること。
- (7) 事業に関して法令上必要とする許可等を受けていること。
- (8) 調理から配達及び安否確認までの一連の業務すべてを事業者の責任において実施できること。
- (9) 管理栄養士等の作成した献立に基づいて調理した食事を提供できること。
- (10) 昼食 1 食 411 円（食材費、税込）で西東京市内において事業実施が可能であること。（調理後、2 時間以内に利用者宅へ配達し、手渡せること。）
- (11) 事業目的に賛同し、西東京市が定める仕様書を遵守できること。

4 委託期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

契約は単年度契約とします。ただし、平成 30 度の業務内容に問題がない場合は、原則として、契約年度の翌年度から 4 回、（計 5 年度）を限度に特命随意契約により契約します。

5 履行場所

西東京市内全域（地区割有・市の指定する地域）

ただし、担当する地区について、基本的には地域包括支援センターの担当区域毎とし、地域包括支援センターの担当区域をまたがる場合は、最大 3 地域包括支援センターの範囲とします。

6 募集事業者数

6事業者以内

7 選考の方法

(1) 選考

ア 第1次選考（書類審査、プレゼンテーション）

市職員で構成する西東京市高齢者配食サービス事業業務委託選定委員会（以下「選定委員会」と言います。）において、提出書類、プレゼンテーションの内容をもとに審査し、第1次選考通過事業者を選考します。プレゼンテーションの時間は20分以内、会場内に入室できるのは4名以内とし、本件の主担当者がプレゼンテーションを行っていただく予定です。

イ 第2次選考（試食）

第1次選考を通過した事業者について、選定委員会において、食事サンプルを提出していただき、その内容をもとに審査選考します。

(2) スケジュール（予定）

| | |
|----------------|------------------------|
| 平成29年9月19日（火） | 公募受付、質問受付開始 |
| 平成29年10月2日（月） | 説明会参加申込書の提出及び質問締切 |
| 平成29年10月5日（木） | 説明会、質問回答（必ず参加をお願いします。） |
| 平成29年10月19日（木） | プロポーザル競技参加申請書、提出書類提出締切 |
| 平成29年10月25日（水） | 第1次選考 |
| 平成29年10月27日（金） | 第1次選考結果通知 |
| 平成29年11月2日（木） | 第2次選考 |
| 平成29年11月上旬 | 最終結果通知 |

8 募集要領の取得

募集要領等は、西東京市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.nishitokyo.lg.jp>

なお、下記窓口においても配付しています。

西東京市役所 健康福祉部 高齢者支援課

〒202-8555 西東京市中町一丁目5番1号 保健福祉総合センター1階

電話 042-438-4028 F A X 042-438-2827

E-mail: f-kourei@city.nishitokyo.lg.jp

9 説明会の参加申込方法

「西東京市高齢者配食サービス事業業務委託企画提案競技（プロポーザル競技）説明会参加申込書」を平成29年10月2日（月）午後5時までに、メール、郵送、直接持参のいずれかの方法で提出してください。

10 質問書の受付

プロポーザル競技参加に係る書類及び企画提案書の作成又は提出に関し、質問がある場合は、平成29年10月2日（月）午後5時必着で、「西東京市高齢者配食サービス事業業務委託プロポ

ーザル（企画提案競技）に関する質問書」を作成し、電子メール又はFAXにてご送付ください。説明会時に質問に対する回答をさせていただきます。

なお、電話による質問は一切受け付けませんので、ご注意ください。

11 説明会の開催（必ず参加していただくようお願いいたします。）

- (1) 日時：平成29年10月5日（木）午後2時30分～1時間程度
- (2) 場所：西東京市役所保健福祉総合センター6階講座室I（西東京市中町1-5-1）

12 提出書類等

- (1) 説明会参加申込書（10/2まで）
- (2) 企画提案書関係（10/25まで）

ア 西東京市高齢者配食サービス事業業務委託プロポーザル（企画提案競技）参加申請書
提出部数 1部

イ 企画提案書

提出部数 8部（A4判両面印刷で10ページ以内、表紙・裏表紙除く）

＜企画提案書の内容＞

○高齢者福祉における配食事業の役割（地域とのつながりと連携）、○利用者が食するまでの保冷又は保温の方法、○容器の取扱、○配達中に事故が発生した場合の対応、○安否確認体制（不在の場合の対応、緊急時の場合の対応）、○苦情処理の方法、○衛生管理及び食中毒防止対策、○事故や食中毒の発生等があったときの代替又は代行体制、○高齢者に配慮した食事の特色、その他セールスポイント等（自由書式）

ウ 飲食店営業許可証の写し及び管理栄養士等免許証の写し

提出部数 各1部

エ 検便成績表（直近の3回分）及び食品衛生監視票

提出部数 各1部

オ 献立表（昼食）

1食あたりの食材単価411円（税込）で作られた高齢者向け普通食で、管理栄養士等が作成した一週間分の献立表（カロリー表示されたもの）、減塩食、エネルギーコントロール食等の特別食等への対応方法が記入されたもの

提出部数 7部

- (3) 食事サンプルの提出（第2次審査時）

高齢者向けの普通食で1食当たりの食材費411円（税込）で作られた食事1食分を実際の配達時と同じ容器に盛りつけて提出してください。（単価は食材費のみとします。）

13 事業者の選定方法

- (1) 市は、参加を希望する事業者から提出された書類と食事サンプルの提出を受け、市の設置する選定委員会において審査結果が良好であると認められる事業者を選定します。
- (2) 選定委員会において、順位を決定し次第、市から上位事業者の担当者へ順次連絡をします。実際に委託する地域について、希望地域等を考慮の上、調整・決定させていただきます。
- (3) 1食当たり822円（税込、平成29年度実績）を想定したプロポーザルとなります。
〔822円（税込）の内訳：食材費411円（税込）＋諸経費411円（見守り費用を含む。）〕

14 欠格事項

次に示す事項に該当する場合は欠格とします。

- (1) この要領に定める方法によらないで、必要書類を提出した場合
- (2) この要領に定める提出期限までに、必要書類の提出がなかった場合
- (3) 虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 提出された書類が、基本仕様書に基づく提案となっていない場合

15 その他

- (1) プロポーザル競技参加に要する経費は、参加事業者の負担とします。また、提出書類は返却しません。
- (2) 参加申請書の提出後、プロポーザル競技への参加を辞退する場合は、理由を明記した辞退届（様式自由）の提出をお願いします。

※地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

【問い合わせ先】

西東京市役所 健康福祉部 高齢者支援課 高齢者サービス係
電話042-438-4028 FAX042-438-2827
E-mail: f-kourei@city.nishitokyo.lg.jp

基本仕様書

1 件名

西東京市高齢者配食サービス事業業務委託（単価契約）

2 契約期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3 履行場所(配食地域)

・・・配食する地域を記載・・・

4 業務内容

本事業は、市がひとり暮らし等をしている高齢者に対し、昼食を提供すること及び昼食の提供を通じて、当該高齢者の健康状態及び安否の確認等を行うものである。

5 対象者

市内に居住する次の各号に該当し、かつ配食サービスの給付が必要であると認められる者

- (1) 65歳以上の一人暮らしの者
- (2) 65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者
- (3) 65歳以上の日中独居（世帯含む）状態の者
- (4) 前記に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

6 実施方法

- (1) 受注者は、調理した昼食を利用者宅に届ける。
- (2) 受注者は、昼食を届ける際、利用者の健康状態及び安否の確認を行う。
- (3) 受注者は、前記の確認を行った際、利用者の健康状態に異常があると認めたときは、直ちに高齢者支援課に電話連絡する。（状況により、受注者が直接119番通報する。その際、現場を離れず警察、救急の事情聴取に応じる。配達途中の場合は、応援を要請し、円滑に配達を行う。）

利用者が不在であったときは、午後1時以降、高齢者支援課に電話連絡する。

7 実施日等

サービスの実施日は、月曜日から土曜日（ただし年末12月31日から年始1月3日を除く）までとし、詳細は下記のとおりとする。

(1) キャンセルと料金について

配達の前日の午後4時までに直接、受注者又は市に連絡したのものについては、無料とする。

ただし、月曜日のキャンセルは前週土曜日の午後4時までに連絡があったものを無料とする。

前日の午後 4 時以降、当日のキャンセルは、直接受注者へ連絡するものとし、料金は有料とする。

(2) 配食時留守の対応

必ず持ち帰る。午後 1 時までに連絡がなかった場合は、午後 1 時以降に高齢者支援課に連絡する。(土曜日は、留守の方の有無を含め、F A Xにて午後 1 時 30 分までに宿直に連絡する。)

当日午後 1 時までに受注者又は高齢者支援課に連絡があった場合は再配達する。

(3) 配食確認方法

本人用として「配食確認票」を利用者に配付し、配食時に配達員が印を押す。

併せて、事業所用の「受領簿」に受領の証（請求の根拠）として受領印（自筆のサインを含む）を受ける。

キャンセル料金がある場合は、次回の配食時に「配達確認票」及び「受領簿」にキャンセルと記入し、上記と同様に印を押す。

8 支払い条件

毎翌月払い

9 請求・支払い方法

受注者は、毎月の実績として「完了届」と受領簿を請求書とともに市が指定する日までに市へ提出する。市は、請求書に基づき、原則、配食サービス実施月の翌月 25 日までに指定の口座へ支払いをする。

10 利用者管理

(1) 新規

市は、原則として配食の開始日を指定して、前々日までに受注者へ連絡する。ただし、緊急のケースについては随時対応する。

(2) その他

利用者情報等に変更があった場合は、その都度 F A Xにて連絡をする。

11 衛生管理状況

(1) 衛生対策として、原因菌による汚染を防ぐ為に、食材は常に新鮮なものを用い、取り扱う者は手指の洗浄・消毒が確実にできること。

(2) 調理の際には、万一食品に原因菌が付着していた場合を考え、中心部まで加熱し、完全に加熱殺菌できること。さらに、原因菌を繁殖させないために、調理済の食品は速やかに、温度管理・衛生管理の施された盛付室に搬入し冷却するなど、万全の対策が取れること。

(3) 盛付の際は、全員が手洗い・消毒はもちろん、手袋・マスク・帽子・上履きの装備の義務付けができること。

(4) 盛付に使用する器具等もすべて、加熱・殺菌したもののみを使用できること。

(5) 調理室の衛生については、毎日業務終了後に洗浄・消毒・乾燥を徹底し、常に清潔な状態が維持できること。

12 配達時間帯

- (1) 昼食は、午前 10 時 30 分から 12 時 30 分までに、必ず配達を終了できること。また、食事を配達時に空箱も回収できること。
- (2) 配達員は、当日、配達した利用者・件数・開始時間・終了時間を記録した配達員日報の管理をし、利用者からの配達時間の問い合わせにも迅速に対応できること。なお、特に配達時間に希望のある利用者に対しては、できる限り要望に沿うよう相談のうえ柔軟に対応できること。

13 配達および安全対策

配達の際は、弁当及び受領簿等個人情報への管理に十分に注意をすること。また、配送に関する一切の指示及び統制は、業務責任者が責任を持って行うこと。

14 代替措置

万一、受注者が事故等で配食サービスの実施が困難になった場合は、代替業者を用意できること。利用者に迷惑のかからないよう、市に承諾を得て速やかに代替業者に業務を引き継ぎ、滞りのないように対応すること。

15 献立作成方針

- (1) 管理栄養士等が献立を作成し、調理場に調理師・調理補助員を配置し、高齢者が食べやすいように調理し、栄養バランスに十分配慮しバラエティに富んだ食事を提供すること。
- (2) 特別食対応としては、糖尿病・高血圧症など症状によって食事制限がある場合には、ひとりひとり管理栄養士等がきめ細かく要望を聞き相談に応じた上で、届ける食事内容を調整すること。
- (3) 調理は、当日調理を原則とし、献立は、1ヶ月ごとにカレンダー形式で1日ごとのカロリー・塩分を明記したものを、献立表記載日の1週間前に利用者に配布すること。

16 主食について

通常のごはんの他におかゆ及び軟飯も用意できること。

またお米は、高齢者向けに柔らかめに仕上がるように、水分も多めにして炊くなど、通常のごはんよりも食べやすくすること。

17 副食について

主菜 1 品・副菜 2 品・小付(お漬物・煮豆など)の 4 品以上をバランスよく盛り付け、見た目にも楽しく味のバラエティの富んだ、飽きのこない食事を届けること。

18 特別食について

刻み食、減塩食に対応できること。その他の治療食等は個別に受注者に相談する。

19 使用する食材

食材は原則として、前日の午後もしくは当日の早朝に仕入れた新鮮なものを使用しているこ

と。品質管理については、毎日管理栄養士等が冷蔵庫・貯蔵庫の温度管理及び在庫管理を徹底すること。

20 親しみやすい料理

(1) 毎日型の料理

配食サービスでは自宅で喫食するため、日常生活に近い家庭料理を中心とした献立となっていること。

(2) 行事食の充実

祝日や季節の行事に合わせ特別な献立を用意することで、毎日の料理にメリハリを出していること。

21 利用者等への対応

(1) 高齢者に配慮した対応

弁当の受け渡しは、手渡しを原則とし、利用者の状況に応じて柔軟な対応を図ること。その際に必ず声掛けをすることで、利用者とのコミュニケーションを図り、安否確認を行うとともに独居の方の孤独感緩和にもつながっていること。

また、入室同意書の提出をしたい旨の申し出があった場合には、書類を受け取り、速やかに市へ提出すること。

(2) 緊急時の対応

配送に従事する職員は、緊急時の対応等徹底し、利用者宅において異常を発見した場合は、速やかに適切な対応をするとともに、市及び関連機関に連絡すること。

(3) 事故等の対応

万一事故等が発生した場合は、業務責任者が市に速やかに報告すること。

(4) 連絡体制

本サービスの実施にあたっては、事業の円滑な運営を図るため、市の指示を得ながら相互の連携を密にし、常に連絡を取り合うこと。

(5) 苦情への対応

苦情・不満・相談は、誠実且つ適切に対応し、責任者を交えてサービスの改善を行う等、迅速な対応が図れること。また市担当者や関係機関との連携を密に取りながら、利用者に最も適したサービスを提供できること。

(6) サービスの改善

利用者の意見をサービス向上改善に反映できるように常に努めること。

22 損害保険

事業者は、サービスに対し、賠償責任保険に加入していること。

23 労働関係法令の遵守

受注者は、業務の履行にあたっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守し、業務従事者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。

24 その他

- (1) 年度中途の撤退は原則として、認めない。
- (2) 受注者が、この仕様書に掲げる事項及び委託業務に関し、特に指示した事項について違反したとき又は誠実に履行する見込みがないと本市が認めたときは、契約を解除する。
- (3) 本仕様書に定めていない事項については、別途、市及び受注者にて協議の上、決定する。